

高知市子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て家庭等のインフルエンザの感染予防対策に係る経済的負担を軽減するとともに、新型コロナウイルスの感染の拡大防止を図るため、子どもを対象としたインフルエンザの予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第1項に規定する予防接種をいう。）（以下「接種」という。）に要する費用の助成（以下「助成」という。）を行う高知市子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市が指定する医療機関において接種を受けた者であって次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市長が別に定める期間内に接種を受けていること。
- (2) 接種を受けた日（以下「接種日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 接種日において、満1歳以上であり、かつ、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

(助成の内容)

第3条 助成は、高知市子どものインフルエンザ予防接種費用助成金（以下「助成金」という。）を助成対象者の保護者（助成対象者の親権を行う者、後見人その他これらに準ずる者で、現に助成対象者を養育しているものをいう。以下「保護者」という。）に交付することにより行うものとする。

2 助成金の額は、接種に要した費用又は1,000円のいずれか少ない方の額とする。

(助成金の交付申請)

第4条 保護者は、助成金の交付を受けようとするときは、高知市子どものインフルエンザ予防接種費用助成金交付申請書（別記様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、接種日の属する年度の末日までに行わなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは当該申請をした保護者に助成金を交付するものとし、適当でないと認めたときは所定の高知市子どものインフルエンザ予防接種費用助成金交付却下通知書により当該保護者に通知するものとする。

(助成金の代理受領)

第6条 保護者は、助成金の受領を、助成対象者に接種を実施した医療機関（以下「実施機関」という。）に委任することができる。

2 前項の規定により助成金の受領を委任している保護者が助成金の交付決定を受けたときは、市長は、助成金として当該保護者に対し交付すべき額を当該保護者に代わり当該実施機関に対し支払うものとする。

3 前項の規定による支払があったときは、保護者に対し、助成金の交付があったものとみなす。

(助成金の返還)

第7条 市長は、保護者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたことが判明したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

(事業の周知)

第8条 市長は、事業の実施に当たっては、事業に関し必要な事項を広報紙その他適切な方法により市民に周知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月2日から施行する。

(令和2年度における事業に関する特例)

- 2 令和2年度に実施する事業に関する第2条第1項の規定の適用については、同項第3号中「満15歳」とあるのは、「満18歳」とする。この要綱は、令和2年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の高知市子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の高知市子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の高知市子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。